

特殊詐欺被害防止に向けた ATM 利用限度額の変更の お知らせ

令和 8 年 9 月 7 日

お客さま各位

東神楽農業協同組合

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATM においてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受けて、令和 8 年 9 月 30 日（水）に、キャッシュカードなどによる取引時の 1 日あたりの利用限度額を以下の通り引下げいたします。

媒体種別	対象取引 ^{*1)}	変更前	変更後
IC キャッシュカード	IC 取引	100 万円	50 万円 ^{*2)}
磁気ストライプ キャッシュカード	磁気取引	50 万円	50 万円

^{*1)} ATM および窓口（ピンパッド）でのお引出し、振込等が対象となります。

^{*2)} あらかじめ設定されている利用限度額から変更されている場合は変更対象外となります。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応であり、ご理解賜りたくお願いいたします。